

岡崎市環境保全型産地形成対策事業費補助金交付要綱

(補助金の目的)

第1条 市は、本市のブランド化推進品目のうち生産者が多く、組織化されているぶどう、いちご及びなすの栽培において、有機肥料、花粉交配用昆虫、並びに生物農薬の利用を促進し、安全・安心かつ環境に配慮した農業の推進を図るとともに、消費者に信頼される産地を目指すことを目的として、岡崎市環境保全型産地形成対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付する。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金は、環境保全型産地形成対策事業を効率的かつ効果的に実施するため、次に掲げる者が次条に規定する補助対象事業を行った場合に交付する。

- (1) 岡崎市果樹振興会
- (2) あいち三河農業協同組合岡崎市いちご部会
- (3) あいち三河農業協同組合岡崎なす部会、あいち三河農業協同組合岡崎夏秋なす部会及びあいち三河農業協同組合額田夏秋なす部会

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、市内においてぶどう、いちご又はなすを栽培する者と協力して実施する次の各号に係る事業とする。

- (1) 有機肥料の導入に係る事業。
- (2) 花粉交配用昆虫（ミツバチ・マルハナバチ）の導入に係る事業。
- (3) 生物農薬の導入に係る事業。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号のとおりとし、1,000円未満を切り捨て、予算の範囲内で支出する。

- (1) 有機肥料の導入に対しては、導入に要する経費の100分の30以内とする。
- (2) 花粉交配用昆虫（ミツバチ・マルハナバチ）、並びに生物農薬の導入に対しては、導入に要する経費の100分の20以内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、岡崎市環境保全型産地形成対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請をしようとする者は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、岡崎市環境保全型産地形成対策事業費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、当該事業完了後10日以内（10日以内に会計年度の末日が到来する場合にあっては、当該会計年度の末日まで）に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業に係る収支精算書
- (2) 補助金の交付決定を受けた事業に係る事業成果を明らかにする書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第2項のただし書きにより交付の申請をした交付対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第5条第2項のただし書きにより交付の申請をした交付対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定

により減額した交付対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助事業者からの請求により交付する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。

附 則 (平成27年4月1日改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日改正)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

岡崎市環境保全型産地形成対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所.....

法人名

代表者名.....(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください。

環境保全型産地形成対策事業について、次のとおり補助金を交付してください。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の完了予定日
年 月 日
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

岡崎市環境保全型産地形成対策事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所.....

法人名

代表者名.....

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で交付決定がありました環境保全型産地形成対策事業は、次のとおり完了しました。

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 ￥ , -

精 算 額 ￥ , -

3 補助事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 補助事業の効果

5 添付書類

(1) 収支精算書

(2) 事業実績報告書

(3) その他市長が必要と認める書類